

## 議案第 22 号

放射能対策費用に係る損害賠償請求に関する和解（第二次）について  
上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 10 日

提出者 杉並区長 田 中 良

放射能対策費用に係る損害賠償請求に関する和解（第二次）について

東京電力株式会社に対する賠償請求（平成 23 年度追加分及び平成 24 年度分）  
に係る賠償金の額について、次のとおり第二次の和解をしたいので、地方自治法（昭  
和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求める。

### 1 当事者

杉並区阿佐谷南一丁目 15 番 1 号

甲 杉並区

千代田区内幸町一丁目 1 番 3 号

乙 東京電力株式会社

### 2 和解の内容

乙は、甲に対し、平成 23 年 3 月 11 日に発生した乙の福島第一原子力発電  
所及び福島第二原子力発電所の事故による放射能対策のため、甲が平成 23 年  
度に支出した空間放射線量率測定に伴う検査費用並びに学校給食等の検査に要  
した平成 23 年度追加分及び平成 24 年度分の費用として請求した賠償金 8,  
296,833 円のうち 8,073,299 円について支払義務があることを認  
めたため、これを支払う。

### 3 事案の概要

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故  
に起因して、甲が実施した放射能対策の費用（平成 23 年度空間放射線量率測

定分並びに学校給食等の平成23年度追加分及び平成24年度分) について、甲が被った損害の賠償として当該原子力発電所の設置者である乙に損害賠償請求を行ったところ、乙から賠償金の額の提示があったのでこれに合意する。

(提案理由)

放射能対策費用に関し、東京電力株式会社と段階を追って解決を図る必要があるため。